

# 第3回 上野原市バリアフリー基本構想策定協議会

## 議事要旨

日 時：平成26年7月31日（木） 午後2時30分～午後4時30分

場 所：上野原市役所 2階 会議室E

出席者：1) 上野原駅周辺地区の検討 委員：21名（うち6名代理、6名欠席）

2) 四方津駅周辺地区の検討 委員：21名（うち6名代理、6名欠席）

（事務局）

都市計画課：井出、曾根、上條

コンサルタント：八千代エンジニアリング株式会社 富樫、上田、山岸

（傍聴人）3名

### 協議会（次第）

1. はじめのことば（都市計画課長）

2. 委員紹介

3. 会長あいさつ

4. 議事（会長議長就任）

1) 上野原駅周辺地区の検討 . . . . . 資料1

1) —1 バリアフリー点検の実施報告

1) —2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について

1) —3 事業者への検討依頼事項について . . . . . 資料2

2) 四方津駅周辺地区の検討 . . . . . 資料3

2) —1 バリアフリー点検の実施報告

2) —2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について

2) —3 事業者への検討依頼事項について . . . . . 資料4

3) その他 . . . . . 資料5

4) 議長解任

5. その他

6. おわりのことば（副会長）

### 資 料：

委員名簿

資料1 上野原駅周辺地区の検討

資料2 上野原駅周辺地区 事業者別検討依頼事項一覧

資料3 四方津駅周辺地区の検討

資料4 四方津駅周辺地区 事業者別検討依頼事項一覧

資料5 策定までのながれ

参考資料1 上野原駅周辺地区 バリアフリー点検結果

参考資料2 上野原駅周辺地区 生活関連施設・経路（素案）の検討

参考資料3 四方津駅周辺地区 バリアフリー点検結果

参考資料4 四方津駅周辺地区 生活関連施設・経路（素案）の検討

参考資料5 バリアフリー法に基づく特定事業の対象

## ◆議 事

### 【第3回 上野原市バリアフリー基本構想策定協議会】

#### 1. はじめのことば

（都市計画課長）

- ・本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので第3回上野原市バリアフリー基本構想策定協議会を始めさせていただきます。

#### 2. 委員紹介

（都市計画課長）

委員変更の紹介

- ・山梨県警察本部 交通部 交通規制課長 初原委員
- ・上野原警察署 交通課長 西島委員
- ・国土関東運輸局 山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 岡村委員
- ・山梨県 県土整備部 道路管理課長 三浦委員
- ・山梨県 富士・東部建設事務所長 鈴木委員
- ・上野原市 総務部長 石井委員
- ・上野原市 市民部長 橋本委員
- ・上野原市 建設経済部長 志村委員
- ・上野原市 福祉保健部長 水越委員
- ・上野原市 教育委員会 学校教育課長 安留委員

#### 3. 会長あいさつ

（飯島会長）

- ・大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただき誠にありがとうございます。
- ・本日は、5月に実施したバリアフリー点検の結果を整理して、各事業者に検討を依頼する事項を事務局でまとめてきました。委員の皆様には、検討依頼事項の内容や過不足等について具体的に検討していただきたいと思います。

#### 4. 議事（会長議長就任）

（議長）

- ・それでは議事に入らせていただきたいと思います。
- ・前回同様、上野原駅周辺地区と四方津駅周辺地区に分けて検討していきたいと思

## 1) 上野原駅周辺地区の検討

### 1) - 1 バリアフリー点検の実施報告

### 1) - 2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について

(議長)

- ・ それでは、お手元の資料の次第に沿って、議事を進めて参りたいと思います。
- ・ 最初に、「上野原駅周辺地区の検討」から始めたいと思います。
- ・ 議題1と2に関する資料について、まとめて報告をお願いします。

(事務局)

- ・ 資料1-1 バリアフリー点検の実施報告について説明
- ・ 資料1-2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について説明

(議長)

- ・ 委員の皆様からご意見等があればお願いします。
- ・ 質疑がないようなので次の議題に進みます。

### 1) - 3 事業者への検討依頼事項について

(議長)

- ・ 議題3に関する資料の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 資料1-3 事業者への検討依頼事項について説明
- ・ 資料2 事業者別検討依頼事項一覧について説明

(議長)

- ・ 委員の皆様からご意見等があればお願いします。

(委員)

- ・ 資料2の7ページに電柱の移設に関する検討依頼事項がありますが、電柱は県管理でなく電力会社か電話会社のもので道路占有物となります。県としては占有物として許可を出しているだけなので、移設等に関する依頼はその所有者にお願いします。

(事務局)

- ・ この課題については、別途所有者に検討依頼事項として整理するか検討します。

(委員)

- ・ 桂川橋の横断勾配についての記載は、どの資料からのものですか。

(事務局)

- ・ バリアフリー点検の時に現地で計測した結果になります。

(委員)

- ・ 現場を確認して対応を検討します。

(委員)

- ・ 資料2の11ページに島田郵便局前の路上駐車行為に対する取締りの強化が検討依頼事項にありますが、郵便局を利用する方の駐車であれば、警察でも対応しきれない部分があるので、郵便局側へも駐車しないよう呼びかけるよう対応の検討を依頼していただきたいと思います。

(事務局)

- ・ 島田郵便局にも路上駐車への注意喚起に関する検討を依頼します。

(委員)

- ・資料2の5ページに市街地方面の階段に対する検討依頼事項が整理してあるが、非常に危険なので是非対応をお願いします。
- ・南口駅前広場が整備されてバス停留所がすべて南側に機能移転してしまうと、今より少し遠回りになってしまうため、駅までの時間も多くなってしまう。市街地方面の階段の上にバス停を新たに設置していただくと、急いでいるときなどに便利だと思います。

(議長)

- ・今回の議論では、資料2の中の検討依頼事項について、具体的な修正等をご意見いただきますようお願いします。
- ・資料2の対応方法を記入する欄が狭いが、様式を修正して拡大することは可能ですか。

(事務局)

- ・各事業者には電子媒体と紙媒体の両方でお渡しします。調整にあたっては、基本的に電子媒体で行うので適宜記入欄の大きさを調整していただければと思います。

(委員)

- ・桂川橋の歩道の横断勾配の改善など、対応が難しいところがあります。そういった判断を行うと基本構想の内容に支障がでてしまうのでしょうか。

(事務局)

- ・基本構想に位置づける特定事業の内容は、事業者の方々と調整しながら実現可能な範囲で位置づけていきます。構造面、費用面等で対応が困難なものについてはその旨をご回答いただければと思います。
- ・今後の調整のながれとしては、各事業者に検討依頼事項についてご回答いただき、その結果をもとに事務局で特定事業(案)を作成します。特定事業(案)の内容については、各事業者と調整を図りながら、基本構想への掲載内容を詰めていきます。
- ・次回10月の協議会の中で、ハード面での対応が困難なものについてはソフト面での対応の可能性はあるかなど、市民と事業者が歩み寄った議論ができればと考えています。

(委員)

- ・道路管理者と調整しながら対応方針の検討が必要な箇所があります。そうすると、回答期限の9月1日までには調整が間に合わない場合がありますが、問題点の洗い出しと調整を可能な限り行っていく方向で進めていきます。

(議長)

- ・回答期間が短くなってしまっているが、可能な限り調整していただき、回答期限の時点でいったん回答を出してほしいと思います。

(事務局)

- ・資料5のスケジュールにお示しのとおり、基本構想の策定は今年度中としていきます。予定では、次回10月の協議会で特定事業(案)の内容についてご検討いただくこととしていますが、場合によっては並行して調整を進めていき、基本構想をとりまとめる時点で内容が精査できていればよいと思います。

## 2) 四方津駅周辺地区の検討

### 2) - 1 バリアフリー点検の実施報告

### 2) - 2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について

(議長)

- ・次に、「四方津駅周辺地区の検討」に入ります。
- ・議題1と2に関する資料について、まとめて報告をお願いします。

(事務局)

- ・資料3-1 バリアフリー点検の実施報告について説明
- ・資料3-2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について説明

(議長)

- ・委員の皆様からご意見等があればお願いします。
- ・質疑がないようなので次の議題に進みます。

### 2) - 3 事業者への検討依頼事項について

(議長)

- ・議題3に関する資料の説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料3-3 事業者への検討依頼事項について説明
- ・資料4 事業者別検討依頼事項一覧について説明

(議長)

- ・委員の皆様からご意見等があればお願いします。

(委員)

- ・資料4の9ページの事業主体に「関東運輸局」とあるが、バス停留所は管轄外なので対応が難しいです。

(事務局)

- ・甲府河川国道事務所の誤りです。

(委員)

- ・バリアフリー点検での具体的な指摘箇所は参考資料のバリアフリー点検結果で把握できるが、アンケート調査の具体的な指摘箇所が分かる資料はありますか。

(事務局)

- ・第2回協議会で配布したアンケート調査結果をご確認ください。ただし、課題によっては指摘箇所の特定が困難なものもあります。

(委員)

- ・国道20号の対象区間は1km程度と非常に長く、特定事業として全対象区間の歩道を整備すると考えると、沿道の用地買収など実現性が厳しいです。
- ・四方津駅前に関連する事業と連携して進めていきたいと考えているので、それ以外の区間はバリアフリー法の特定事業ではない形で用地確保など地元地区や地権者の合意形成が図られているところから順次、事業化が図れればと考えています。

(議長)

- ・対象区間の中でも優先順位を考慮しながら事業化していければと思います。

(委員)

- ・資料中に「四方津公民館」とあるが、今は「巖出張所」なので統一した方がよいので修正してください。

(議長)

- ・資料の修正をお願いします。

(委員)

- ・資料4の10ページに横断歩道の設置に関する検討依頼事項がありますが、根本的な対策として沿道施設における駐車スペースの拡充についてもご検討いただくようお願いします。
- ・沿道の駐車においても道路側での物理的な対応をご検討をお願いします。

(議長)

- ・郵便局等にも検討の依頼をお願いします。
- ・警察から沿道施設に指導やアドバイスをする権限はありますか。

(委員)

- ・駐車対策については、本来、事業者が自主的に対策を講じる必要があり、警察が指導等を行う権限は持っていません。

(委員)

- ・例えば、ある箇所で摘発件数が多い場合、警察で注意喚起、指導を行わないのでしょうか。

(委員)

- ・事業者は基本的にお客様への安全対策をとる必要はありますが、摘発を前提に行うことはありません。

(委員)

- ・資料4の7ページの生活関連施設④コモアブリッジ～コモアプラザ間の事業主体はコモアしおつ団地管理組合法人ではないですか。

(事務局)

- ・事業主体について確認します。(会議後確認：事業主体 コモアしおつ自治会)

(議長)

- ・今回いただいたご意見も参考にしながら、事業主体を精査してください。
- ・また、各事業者と調整を進めるにあたっては、ただ文書を送りつけるだけでなく、コミュニケーションを深めながら、実があり説得力のある回答を得られるように努めてください。

(委員)

- ・ここにいない事業者には直接会って説明をお願いします。

(議長)

- ・その予定です。

### 3) その他

(議長)

- ・その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料5策定までのながれについて説明

(議長)

- ・その他委員の皆様から何かあればお願いします。なければ議長の役目を終わらせていただきます。

#### 4) 議長解任

#### 4. その他

(事務局)

- ・第3回協議会の議事録に署名する委員は、名簿順にお願いしたいと思います。

#### 5. おわりのことば

(事務局)

- ・それでは、本日の次第の最後になります「おわりのことば」を川島副会長にお願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

(川島副会長)

- ・お疲れ様でした。本日ご議論いただいた内容を基に、今後各事業者と具体的な調整を進めていき、次回までに特定事業(案)として内容をつめていければと思います。事業者の皆様にはなるべく前向きなご回答をいただければと思います。

(事務局)

- ・それでは、本日の会議はこれで終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上